

## 小規模企業振興基本計画（原案）に対する意見書

2014年（平成26年）8月22日

日本弁護士連合会

### 該当箇所

「（重点施策8）地域コミュニティを支える事業の推進」（本基本計画10頁）

### 意見内容

当該箇所の第1段落では、「そのような公的な役割を有する商店街を含めた地域コミュニティの活性化のためには、小規模企業のみならず、地域における多様な主体の連携・参画を促進する必要がある。」として、地域コミュニティの活性化のために「多様な主体の連携・参画を推進する必要」を述べている。この内容自体には異論はない。

しかるに、第2段落では、「具体的には、小規模企業に加え、行政機関（市区町村レベル）、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会等の既存の支援機関、農家、地場産業、旅館、NPO、医療機関、住民等の異なる主体と一体となって、地域全体でコミュニティを支えるような取組を進めていく。」とされていて、既存の支援機関のみが地域コミュニティの参加者であり、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（以下「中小企業経営力強化支援法」という。）に基づいて創設された認定経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）はこれに含まれないように読み取れる記載がなされている。

この記載は、現在の中小企業支援政策、とりわけ、平成24年に中小企業庁が創設した認定支援機関の活用に触れておらず、支援体制としては不十分である。

そこで、当該箇所の記載を、「具体的には、小規模企業に加え、行政機関（市区町村レベル）、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会等の既存の支援機関及び中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律に基づいて創設された認定経営革新等支援機関（いわゆる「認定支援機関」）、農家、地場産業、旅館、NPO、医療機関、住民等の異なる主体と一体となって、地域全体でコミュニティを支えるような取組を進めていく。」と改めるべきである。

理由

## 1 本基本計画の基本的構想

「小規模企業振興基本計画（原案）」（以下「本基本計画」という。）では、小規模事業の進行に関する施策の4つの目標を掲げており、そのうちの「(4) 適切な支援体制の整備」では、「この状況を踏まえ、様々な支援機関が、小規模企業の視点に立ち、伴走しながらきめ細かく丁寧に応えていく姿勢で支援に臨むことが何より必要である。」（本基本計画6頁）とし、「様々な支援機関」が「きめ細かく丁寧に応えていく」の支援を目標に掲げている。この目標は誠に当を得たものであり、今後の小規模企業支援の基本的な原則と考えられる。

## 2 「きめ細かく丁寧に応えていく」支援の対象

この「きめ細かく丁寧に応えていく」の支援の対象は、まず、本基本計画に掲げている10個の重点施策が中心となるであろう。それらは、いずれも小規模企業にとって重要な施策であるが、一方で、「人材といった経営資源に大きな制約がある」（本基本計画2頁）小規模企業自身が自ら対処するにはハードルが高い専門的なものが含まれている。例えば、ビジネスプラン等に基づく経営の推進（重点施策1）、起業・創業支援（重点施策4）、事業承継・円滑な事業廃止（重点施策5）等は、大企業でも専門の部署が専門家のアドバイスを受けながら進めている分野であり、高度な専門的知見が必要とされる支援である。

## 3 「様々な支援機関」の実質化

小規模企業を含めた中小企業にこのような専門性の高い支援を行う事業者を供給するために、国は、平成24年8月30日施行の中小企業経営力強化支援法に基づき、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う認定支援機関を認定する制度を創設し、現在全国で、2万以上の支援機関が認定支援機関となっている。この認定支援機関は、弁護士、税理士、公認会計士、中小企業診断士、コンサルタント等多くの支援機関により構成されており、上記2の専門性の高い施策に「きめ細かく丁寧に応えていく」能力を十分に有した支援機関であると言える。この認定支援機関は、本基本計画の構想からすれば、「様々な支援機関」に含まれるべきものであると考えられる。

## 4 「地域コミュニティを支える」主体

そして、本基本計画の重点施策8は、小規模企業の振興は「地域コミュニティ」に根付くものであり、この地域コミュニティを支えることが必要であるとしてい

る（本基本計画10頁）。そのコミュニティで、「きめ細かく丁寧に応えていく」支援を行うには、「行政機関（市区町村レベル）、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会等の既存の支援機関」だけでは十分でなく、高度な専門性を有している認定支援機関もこれに参画する必要がある。

## 5 「既存支援機関」と「認定支援機関」の関係

商工会議所、商工会等の既存支援機関は、長年の活動により地域コミュニティを支えてきた中小企業支援の中心的存在であることは、万人が認めるところである。既存支援機関は、地域コミュニティを支える支援機関のいわばプラットフォームとなるべき機関となるべきであると考ええる。

しかし、既存支援機関のみでは、高度に複雑化し、専門化している現在の企業活動の支援の全てを行うことには限界がある。そこで、認定支援機関が既存支援機関と連携をして、お互い補完し合いながら、いわゆるハイブリッドな支援を行うことこそが、「きめ細かく丁寧に応えていく」支援を実現させるものであると考える。

もちろん、数多くの既存支援機関は既に専門家と連携して支援活動を行っていると考ええるが、認定支援機関は主体的に中小企業支援を行う意欲のある者が多く、本基本計画が描く、「小規模企業の活力を最大限に発揮させ」、「経済の好循環を全国津々浦々まで広げていく」（本基本計画2頁）という未来像を実現するためには、このような意欲のある認定支援機関を積極的に活用することが有用である。この既存支援機関と認定支援機関の相互補完的な連携関係を示すために、前記意見内容のとおり、その記載を改めるべきものとするものである。

## 6 「ミラサポ」及び「よろず支援拠点」と認定支援機関との関係

なお、最後に、本基本計画で取り上げている「ミラサポ」及び「よろず支援拠点」との関係性を付言する。

### (1) 「ミラサポ」（本基本計画12頁）との関係

認定支援機関は、「ミラサポ（中小企業・小規模事業者の未来をサポートするポータルサイト）」上で専門家派遣事業を展開しており、「ミラサポ」は認定支援機関にとっても、重要な支援のためのツールとなっている。本基本計画では、「ミラサポ」の施策情報提供機能にのみ言及しているが、「ミラサポ」を専門家派遣事業のプラットフォームとする支援体制も同様に維持されるべきものとする。

### (2) 「よろず支援拠点」（本基本計画11頁）

「よろず支援拠点」がどのように発展し、機能するかはまだ明らかでないが、本基本計画の示す「同拠点を通じて他の支援機関や専門家ともスムーズに連携する仕組み」が、上記と同様の理由で、認定支援機関を含めて構築されるべきものと考えられる。

以 上